

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号									
フリガナ タルミズ タロウ		2	1	4	0	9	9	9	9	9	9
垂水 太郎		個 人 番 号									
		生 年 月 日 昭和10年 11月 22日									
居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者											
居宅介護支援事業者名		居宅介護支援事業所の所在地 〒 891-2124									
〇〇居宅介護支援事業所		垂水市錦江町●●									
		電話番号 0994-32-9999									
居宅介護支援事業所番号		サービス開始（変更）年月日									
		令和7年 4月 20日									
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください									
垂水市長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 令和7年 4月 15日 〒 891-2192 住 所 垂水市上町114 被保険者 電話番号 0994-32-1111 氏 名 垂水 太郎											
居宅サービスの作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提供することに同意します。 年 月 日 氏名											

新規で居宅介護支援事業所として契約を結んだ場合、新規を囲んでください

個人番号（マイナンバー）の記入は不要です。

区分が新規の場合、開始年月日の日付から居宅介護支援事業所の登録を行いますので、日付の誤りには注意してください。

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに垂水市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず垂水市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

保険者確認欄	☐ 被保険者証資格	☐ 届出の重複												
	☐ 居宅介護支援事業者事業所番号													
<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>														

「居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書」は、居宅介護支援事業所として居宅サービス計画の作成を行う際に、市福祉課へ届出を行う書類です。届出がない場合は、国保連へ居宅介護支援事業所として登録を行うことができなくなり、最終的には、請求が返戻となりますので、早めの提出をお願いします。

なお、毎月3日午前中までに要介護・要支援認定の結果が確定し、かつ、上記書類の届出があった被保険者については、要介護度確定月の先月分までの請求が可能となります。

(例: 6/2認定審査会、6/3要介護度確定、6/3午前中居宅届け提出の場合、6/10までに5月提供のサービスの請求可能)

4日以降に要介護・要支援認定の結果が確定、または、上記書類の届出があった被保険者については、月後れでの請求扱いとなりますので、ご注意ください。

(例: 6/9認定審査会、6/10要介護度確定、6/1居宅届け提出の場合、5月提供のサービスは7月以降請求可)

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区分 新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ タルミズ タロウ		2 1 4 0 9 9 9 9 9	
垂水 太郎		個人番号	
		生年月日 昭和10年 11月 22日	
居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者			
居宅介護支援事業者名		居宅介護支援事業所の所在地 〒 891-2124	
〇〇居宅介護支援事業所		垂水市錦江町●● 電話番号 0994-32-9999	
居宅介護支援事業所番号		サービス開始（変更）年月日	
		令和7年 4月 20日	
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください	
被保険者の希望による居宅変更			
垂水市長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 令和7年 4月 15日 〒 891-2192 住 所 垂水市上町114 被保険者 電話番号 0994-32-1111 氏 名 垂水 太郎			
居宅サービスの作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提供することに同意します。 年 月 日 氏名			

居宅介護支援事業所を変更した場合、変更を困らせてください。

個人番号（マイナンバー）の記入は不要です。

区分が変更の場合、変更年月日の日付から居宅介護支援事業所の変更・登録を行いますので、日付の誤りには注意してください。

居宅介護支援事業所の変更を行う理由を記入してください。

- （注意） 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、又は居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに垂水市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず垂水市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

保険者確認欄	☐ 被保険者証資格 ☐ 届出の重複
	☐ 居宅介護支援事業者事業所番号

「居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書」は、居宅介護支援事業所として居宅サービス計画の作成を行う際に、市福祉課へ届出を行う書類です。届出がない場合は、国保連へ居宅介護支援事業所として登録を行うことができなくなり、最終的には、請求が返戻となりますので、早めの提出をお願いします。

小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員の皆様へ

・途中で支援事業所が居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護支援事業所に変更した場合、

①変更前の居宅の利用がある → 居宅届提出時に、福祉課職員へ利用があった旨お伝えください

※給付管理票の作成は変更前の居宅介護支援事業所が行います

②変更前に居宅の利用がない → 通常どおり居宅届の提出をお願いします

※給付管理票の作成は変更後の小規模多機能型居宅介護支援事業所が行います

・要介護から要支援、または、要支援から要介護になった場合、

①引き続き支援事業所として居宅サービス計画の作成を行う → 介護度が変更になる日付を変更年月日として再度、居宅届の提出をお願いします

②別の事業所が居宅サービス計画の作成を行う → 新たに居宅サービス計画の作成を行う支援事業所が、居宅届の